

新 城 市 議 会

厚 生 文 教 委 員 会

令和2年9月10日（木曜日）

## 厚生文教委員会

日時 令和2年9月10日（木曜日）午後1時30分 開会  
場所 委員会室

### 本日の委員会に付した事件

#### 1 付託議案の審査

第93号議案	「質疑・討論・採決」
第94号議案	「質疑・討論・採決」
第95号議案	「質疑・討論・採決」
第96号議案	「質疑・討論・採決」
第97号議案	「質疑・討論・採決」
第124号議案	「質疑・討論・採決」
第125号議案	「質疑・討論・採決」

#### 2 陳情書の審査

- (1) 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める  
陳情書 「説明・討論・採決」
- (2) 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成制度を維持し、拡充を求める陳情書 「説明・討論・採決」

### 出席委員（6名）

委員長	中西宏彰	副委員長	齊藤竜也		
委員	鈴木長良	浅尾洋平	下江洋行	丸山隆弘	
議長	鈴木達雄				

欠席委員 なし

### 参考人

新城市教員組合執行委員長	長坂達也
豊川高等学校	加藤美紀子

傍聴者 なし

### 説明のために出席した者

市民環境部、健康福祉部、教育部の副課長以上の職員

### 事務局出席者

議会事務局長	林 治雄	議事調査課長	松井哲也	書記	請井悠人
--------	------	--------	------	----	------

開 会 午後 1 時30分

○中西宏彰委員長 ただいまから、厚生文教委員会を開会します。

本日は、9日の本会議において、本委員会に付託されました第93号議案から第97号議案、第124号議案及び第125号議案までの7議案並びに議長から送付されました陳情2件について審査をします。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

最初に、第93号議案 新城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 議題になっています第93号議案の質疑をさせていただきたいんですけど、この質疑で、昨日の本会議で滝川委員が話をして聞いたんですけど、この一部改正は男女のところを除くというところで、特に国からの改正で下りてきているというわけではないということでもいいでしょうか。

○中西宏彰委員長 中島市民課長。

○中島紳之市民課長 御質疑の件ですけれども、特に国から指示があったわけではなくて、自治体として男女の別を削除するということになりました。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 国からではなくということ、自治体からという形で分かりました。

この東三河でも新城だけが男女の性別を書くというところが入っているからという質疑だったと思うんですけど、新城市だけなぜこの男女というのを当時入れたのかというところが分かったら教えてほしいんですけど。

○中西宏彰委員長 中島市民課長。

○中島紳之市民課長 国からの事務取扱要領にはもともと男女の別という項目がありまして、従来ずっと男女の別というのは印鑑登録

には項目として上げておりました。

ただ、時代の流れといたしまして、男女の別を除くということが全国の自治体でもふえてきておりまして、当市も今回削除するということになりましたので、よろしくお願ひします。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。ちょっと混乱したんですが、国からの指示はないよということで、自治体からということだけれども、当時これをつくったときには国からは男女別というものを入れなさいよと書いてあったものだから、新城市がそれに則して男女別というのをつけたんだけど、時代の流れでジェンダーの問題とかもあるんだと思いますが、男女というのは取り除いていいよという流れで、国には書いてあるかもしれないけれど市の自治体を取り除いたと、今回の措置だということの流れでよろしいんでしょうか、伺います。

○中西宏彰委員長 中島市民課長。

○中島紳之市民課長 先ほど申し上げました国からの事務取扱要領というのは全国一律に示されておるものでございまして、最初印鑑登録制度が始まった当時から、恐らく全国の自治体男女の別があったものと思われま

す。そして、先ほど申し上げましたとおり時代の流れとともに男女の別を廃止する自治体がふえてきたというような経緯になっております。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。そういう流れで来たけど、今はその男女のものを削除するというのは各自治体の本旨によって自律的に抜こうという形で、今回に至っているという認識でよろしかったでしょうか。

○中西宏彰委員長 中島市民課長。

○中島紳之市民課長 そのような認識でお願いいたします。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありません

か。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第93号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第94号議案 新都市手数料条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 議題になっております第94号議案の質疑に入りたいと思うんですが、この一部条例改正の内容というのをもうちょっと詳しく教えてもらいたいんですが、通知カードと今回のマイナンバーカードとの関係上、どういうふうな条例改正になるのか。

また、資料を読みますと通知カードの破棄等という形の、破棄する状況の資料も出ておりますので、この破棄に関わる一部改正の状況なのかどうか。そこら辺のどういったものなのか、教えていただきたいと思えます。

○中西宏彰委員長 中島市民課長。

○中島紳之市民課長 御質疑の件ですけれども、そもそも国から5月25日をもってマイナンバーを記載した、最初に国民の皆様にお配りした通知カードを廃止すると、今後再発行及び記載変更を行わないと定められ、各市町村に通知されました。

それに伴いまして、本市で個人番号カード

再交付手数料として1件800円頂戴いたしておりますけれども、そちらの条例の記載の基なる総務省令ですね、この名称が変更したためにその名称を変更するというので改正をお願いするものです。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 では、今後通知カードというのは配布されないという手続になったということなのかというのと、あと今後マイナンバーカードというものが主になって、今度いろいろなひもづけとかそういったものが利用を、利活用していく内容になっていくのかどうか、伺います。

○中西宏彰委員長 中島市民課長。

○中島紳之市民課長 先ほど申し上げましたとおり、5月25日をもって通知カードが廃止という手続になりました。具体的に申し上げますと、通知カードの記載内容が変更がない場合は、まだ個人番号を証する書類として使用ができるということですが、住所変更等記載変更があった場合、及び紛失等で再発行は行わないという取扱いと変わりましたので、通知カード自体というのが廃止の方向ということになっております。

続いて、個人番号カードの御質疑でありますけれども、本市においては個人番号カードの使用方法といたしましては、身分証明書以外にコンビニ交付等行っております。国といたしましては、今年度末をめどに健康保険証として利用できるというような制度を進めておるとい話も入っております。その利用につきましては、国も進めておりますし、市としても内部で検討してまいりたいと思っております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾委員。

**○浅尾洋平委員** それでは第94号議案 新城市手数料条例の一部改正について、反対の立場で討論をさせていただきます。

日本共産党の浅尾洋平です。

この議案は、通知カードの発行手続や廃止後における通知カードの取扱いなどに定める条例改正になっております。

今後、マイナンバーカードへのひもづけ、いろいろコンビニ交付、健康保険証の交付、また最近では個人の銀行口座、そういったものも年内に検討していきたいというような菅官房長官のニュースもある中で、ひもづけをされていくのだと理解をしております。

私は、マイナンバー制度については、情報漏えい、なりすまし、情報の流出について完全に払拭できない、防げないということを経済の質疑で話し合われているということで、重大なことだと考えています。

マイナンバー制度については、成立前から反対をしてきております。そういう形で、重大な事件を引き起こす可能性があるということで、日本弁護士連合会、日弁連もこのマイナンバーカードに反対の立場を表明しております。

そういう中で、私は市民の財産と個人情報を守るため、マイナンバーシステムの不完全な部分、情報漏えい、なりすましによる重大犯罪につながりかねない部分を指摘して反対といたします

**○中西宏彰委員長** ほかに討論はありませんか。

鈴木委員。

**○鈴木長良委員** 第94号議案 新城市手数料条例の一部改正に、賛成の立場で討論いたします。

今回の改正は、大本になる条文全体の体裁が整えられたものであり、また名称変更などもあったとしても、それに伴うものであって、

条例の内容そのものが変わったものではないと認識をいたしております。

そして、今、問題になっておりますマイナンバーカードの在り方についてでありますけれども、このマイナンバーカードのセキュリティー制につきましては、とてもしっかりしたものであると自分自身も認識をしておりますから、そういう観点からこの新城市の手数料条例の一部改正に対し賛成といたします。

**○中西宏彰委員長** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○中西宏彰委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第94号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○中西宏彰委員長** 起立多数と認めます。

よって、第94号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第95号議案 新城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾委員。

**○浅尾洋平委員** それでは、議題になっております第95号議案ですが、2点ありまして、どういう内容なのかというのをかいつまんで教えていただきたいというものと、あとこの改正によって影響を受ける市内の施設の事業所の数とそれぞれの事業体の性格、内容等伺いたいと思います。

**○中西宏彰委員長** 林こども未来課長。

**○林 和宏こども未来課長** 2問御質疑いただきましたので、お答えさせていただきます。

1番目の内容でございますが、今回の改正

の内容につきましては、子ども・子育て支援法第43条第2項が削られたことに伴って、同条第3項が繰り上がるため、該当の箇所の引用する条項を改正するものでございます。

その内容といたしましては、定員20名未満かつ2歳児までの受入れを基本とする地域型保育事業を行っておる事業所に通う子どもたちの中に広域利用をする場合において、事業所所在地市町村以外、広域で使う先の市外の市町村長による確認をするというものを求められているんですけども、その確認事項を不要とするというものでございます。

この確認というものが地域型保育給付費等の支給に当たって、市町村の長が給付の支給に係る事業を行うものを事業所ごとに確認するとなっております。通う事業所のある市と外から来る市町村それぞれで確認をしなければならなかったんですが、市外の確認は不要となり、事業所にとっては事業所所在市町村の長からのみ確認を受けることで、事が足りることになり事務負担の軽減となるものでございます。

2問目の影響につきましてでございますが、新城市内にある地域型保育事業所は二つの事業所がございます。両方とも、現在今までは市外の方が使っていることはございませんので、影響は特になくございますが、今後もしあるとこの条例が違っておると使えなくなってしまうので、それに合わせて市の条例も改正させていただきたいということでございます。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第95号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第96号議案 新城市教育・保育給付認定子どもの教育及び保育に係る利用者負担額に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第96号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第97号議案 新城市教育・スポーツ・文化振興基金の設置及び管理に関する条例の廃止を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております第97号議案ですが、この廃止をした内容というのを簡単に教えていただきたいのと、そもそものこの目的、このスポーツ振興とか文化振興基金を使うという内容を伺いたいと思います。

○中西宏彰委員長 熊谷生涯共育課参事。

○熊谷和志生涯共育課参事 それでは、ただいまの質疑であります。まず内容につきましては、昨日の本会議の質疑でも片瀬部長が答弁したとおり、この基金のものにつきましては、平成25年11月にオーエスジー株式会社が創立75周年記念事業として本市の教育・スポーツ・文化振興のために使ってほしいということでこの寄附を頂いた1千万円をどのように使うということで、寄附者の思いに沿った使い方ということで議論をした結果、新城市の教育・スポーツ・文化振興のために使うという目的を立てました。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。ありがとうございます。

昨日の本会議質疑だと、その1千万円が残金ゼロになったというところで廃止にしたという経緯かなと思って質疑をさせていただきたいと思います。

この基金の条例の設置を見ますと、第1条では市の中の教育・スポーツ・文化の振興を図るための事業を推進するために設置をしてあるんですが、この目的は達成されたと理解をしていいのかわかるか、達成したからこの条例を廃止するに至ったのか、経過を教えてください。

○中西宏彰委員長 熊谷生涯共育課参事。

○熊谷和志生涯共育課参事 達成につきましても、この基金につきましては教育分野で幅広く一般会計の中で事業をしている中で使わせていただいたので、達成したと考えております。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 達成したという答弁だったんですが、実はこういったお金の基金を使って、例えばですが、今、一般質問でも議論をさせてもらったのですが、千郷小学校の金管バンド部の22万円する楽器が買えないという状況になったときに、それは学校の予算が少

なくてその分買えないというような、楽器ではなくてもいいんですが、そういったものが出た場合に、そういった文化、教育に処する楽器だとか、道具だとかそういったものがあると思いますが、そういったときにこの基金も使えるのではないかなと思うんですが、そういった設置の目的と、これは活用できるような内容なのかどうか伺います。

○中西宏彰委員長 熊谷生涯共育課参事。

○熊谷和志生涯共育課参事 現時点では、基金については残高ゼロ円ということでありませう。今の質疑については、そういった形で使えることと認識はしておりますが、ただその楽器という特定にしていくと、また違う予算の関係になってきますので、現在のところはゼロ円になったので廃止ということで、新たにそういったものの目的ができれば、そういった資金調達等も考えながら、もちろん寄附をいただければそういった視野に置いて、考えていきたいと考えております。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

私自身は、こういった基金はそういったものに使えたりとか、スポーツとか、今、市では体育館がなくなっているものですから、そういった体育館が潰れてしまっただけでそのままになっているということで、市民の人にもスポーツをやりたいとか、後は楽器が金管バンドでやりたいとか、そういったことがやっぱりまだまだ実現できていないかなと、私自身思っておりますので、例えばこういった基金があるものですから、引き継いで同じ思いを引き継いで予算を入れて続けるというような考え方というのはこの廃止に至る経過の中で意見が出たのか、出なかったのか、そこら辺の認識を伺いたいと思います。

○中西宏彰委員長 熊谷生涯共育課参事。

○熊谷和志生涯共育課参事 この基金を残して、今後もその教育分野で使うというような意見もございましたが、今回の高額の寄附

については今後そういったものがないという判断の下で、また委員が言われました体育館の建設だとかそういった特定なものについては、非常に計画的に基金というものを設置しないと使う原資とはならないと思いますので、そういったことで今回のオーエスジー株式会社からの寄附金については、今回こういうところで区切りにさせていただくということで基金の廃止で考えておりますので、よろしくお願ひします。

○中西宏彰委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 昨日の本会議質疑の中で、先ほどの浅尾委員とダブルかも知れませんが、事業を違う形で続けていきたいということも言ってみえたと思うんですよ。その点を確認したいということと、それから後、平成25年に寄附をしていただいた中で、経過を見れば7年から8年という経過、短期間といえば短期間なのか長期なのか分かりませんが、そういう意味合いからすると、かなりこの1千万円という基金のお金が有効に使われたと、私自身も感じているんですけれども、具体的にそんな中身、どういったものなのかそれをまず確認したいということ。

それから後、そこまで求めているという、基金の条例に基づいて求めている市民の皆さんがいらっしゃったということでもありますので、それは私は間違いなくこの7年の中で消化されたということは求められた声というのはすごく強かったと感じている。

ということは、逆に考えると、こういう基金をしっかりと存続させて、新たに寄附者を募るようなこういう一つの方法というのをまた取れるのではないかなと、こんなふうを考えるんですけど、そういうような御議論もあったのかどうかも含めて、幾つか細かい点で確認をさせていただきます。

○中西宏彰委員長 片瀬教育部長。

○片瀬雅好教育部長 1点目の昨日の本会議質疑でのごことが出ましたので、その点だけ私

のほうからお答えさせてもらってよろしいですか。

そのとき申し上げましたのは、いろんな事業をやってきました。そこでは、例えばバスケットボール教室などを続けてやってきましたが、それについてはジュニアクラブの活動が活発化してきたと。そうした一定の成果も見られた。そのまま続けるべきかどうかということもありますが、それについては今後の一般財源の中で、単独事業が必要があれば、ほかの事業もそうですけれども、させていただきたいと。

存続して積み増ししてという滝川議員の質疑もありましたけれども、そのときにお答えしましたのは、そうした考え方もこの廃止のときには議論がありましたけれども、何回も繰り返して恐縮ですけれども、この基金を設置したのはオーエスジーさんからの1千万円をどうしようか、備品を買おうか、イベントに充てようか、そういう議論の中で幅広いものに使うというのがオーエスジーさんの意思だろうということで、基金を積み立てて目的を一律に決めずに使っていこうということから設置したので、それを一旦の区切りとして、基金がなくなった段階でオーエスジーさんの寄附金を有効に使わせていただき、一定の成果が出たという成果をもって一旦フリーとして基金を廃止しましょうという内部の判断になったと、けじめといいますか、そうした形でやらさせていただくと。

ただ、丸山委員がおっしゃるような市民のいろんな要望がある中で残して積み増しして、継続して寄附を募るという考え方もありますが、そういう考え方も多分あってゼロ円で残っている基金もあるかと思うんですけども、この基金については目的がそういうことでしたので、一旦の区切りとして廃止をさせていただくという提案をさせていただいているところでございます。

中身については、担当のほうから説明をさ

せていただきます。

○中西宏彰委員長 熊谷生涯共育課参事。

○熊谷和志生涯共育課参事 丸山委員の質疑ではありますが、本当にこの6、7年ということで、オーエスジーさんが寄附されるときに1千万円という本当に高額でありました。

その当時も、オーエスジーさんにつきましては、バスケットボールの関係で、非常に知己的なもので、いろんなスポーツの関係でということのいろんな話の中で、その中で、やっぱり特化した事業だけではなくてということで幅広くということを考えて中でありまして、今の成果としては本当に当初平成26年度からバスケットボール教室、少年スポーツ教室、そちらのスポーツの分野から事業の一部として予算を執行していきました。

その中で、いろいろと学校教育環境の問題で、いろいろな学校へのいろいろな整備、それから文化については、文化事業の中での設楽原資料館での新城城の模型といった形で残すようなものの事業だとか、ということで、年数は6年かかりましたけど、そういった形でいろいろ予算の工面もしながら、目的になるように執行してきたということでもあります。

今後、そういった基金を残すということではありますが、いろいろな事業、大きな事業については特に、本当に皆さんのそういった志とかそういうものを受けてやるのが本来でありますけど、今回の基金の目的については、少年スポーツ教室から、教育・学校分野、文化振興についてそれぞれ幅広く使わせていただいたということで、オーエスジー株式会社にも感謝しながら、今回の基金についての内容についてはここで区切りをさせていただき、基金の廃止ということで判断させていただきましたのでよろしく願いいたします。

○中西宏彰委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 よく分かりました。分かりましたけれども、たまたまこのバスケットの関係においてオーエスジーということになる

と、やはり私も身近な友人、その子どもたちがバスケット活動においてオーエスジーのほうで活躍された方が結構お見えになりまして、いろんな声を聞いております。その意思をしっかりと引き継いで、この新城市が貴重な1千万円を有効に使っていただいたというのは非常に感謝をしますし、今の説明の中にもすごくにじみ出ていたのかなと感じました。

しかし、この新城ならではのこういう特徴ある基金、これがもう少し光が当たるといいますか、せっかくのこういう条例としての項目があるものですから、もう少し有効に活用できるものかと、私もずっときのうの質疑も聞きながら思っておったんですけれども、発想も切り替えて、これをしっかりと残していただいて、新たなこういう寄附者を募るといふ言い方はいけません、新しい新城のスポーツ事業、文化事業に力を加えていただける人たちを、応援団をふやしていくと、こんなのがこういう基金の条例というのがすごく引き金にならへんかなと、こんな思いがします。

その辺のところも含めて、先ほど部長からおっしゃられましたけれども、中身については十分理解されておると思いますが、やはり新城ならではのこういう条例そのものが貴重なものだ、私は感じております。ちょっと主張だけで終わらせてもらいます。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております第97号議案 新城市教育・スポーツ・文化振興基金の設置及び管理に関する条例の廃止について、反対の立場で討論をさせてい

ただきたいと思います。

この議案は、先ほども質疑にあったようにある企業からの大切な寄附を原資としてつくられた基金であります。市は、その基金がゼロになったので当該基金の廃止を決めたという大まかな説明だったと思います。

しかし、基金の存続、廃止はその目的が達成されたかどうかで判断するということであると思います。

第1条にも、そのように市の教育・スポーツ、文化振興基金を設置する目的ということであり、やはりこの原資はある企業さんからの思いでつくられたかと思うんですが、やはり目的の条例を見ますと、この趣旨の思いは企業さんの思いでもあると思いますが、市全体の教育やスポーツ・文化の振興がこの広がる基金の目的であり、市民や子ども、高齢者、全ての世代に通じる内容であると思い、非常に重要な役割を持っている基金だと思いました。

また、質疑の中でも非常に有効な、市のほうも使い方をしていただき、本当に感謝を申し上げたいと思います。

やはり、この基金を使ってまだまだ市内の不十分なところ、仕方がないと思いますが、あると思います。先ほども、詳しくは申しませんが、小学校の楽器を買うために使ってほしいとか、後はバスケットの充実に使ってほしいとか、まだまだやはり充実するべきところがあると思います。

そういった不足のところを、今回の基金で引き続きやっていただけるということで、非常にさらなる新城の文化、スポーツ、教育が発展するかと思います。

私自身は、この寄附をいただいた企業さんの思い、気持ちをそのまま引き継ぐということも大変大事なことで考えます。使い切ったら終わりということではなくて、私はやっぱりほかの企業を募るとか、独自の財政の寄附を呼びかけて次の世代につなげていく、そ

んな基金の継続をしていくということを改めて感じましたので、今の新城市には必要な基金だと感じまして、廃止を反対という思いで討論に参加させていただきたいと思います。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木長良委員 第97号議案 新城市教育・スポーツ・文化振興基金の設置及び管理に関する条例の廃止に、賛成の立場で討論します。

当該基金は、説明にありましたように平成25年11月にオーエスジー株式会社の創立75周年の記念事業の一環として新城市の教育・スポーツ・文化の振興を目的に役立ててほしいとの申し出により、1千万円の寄附が寄せられたものであると理解をいたします。

その後、どう有効活用していくかという議論を経て、使途を決めずに有効活用をとしたその上で、スポーツ・文化の振興を目的に基金として積立運用してきたものであります。このたび基金の残高がゼロになった時点でその思いが達成され、廃止となったものと理解をいたします。

この基金については、今後も当該企業のお思いをしっかりと継承しながら、本市の教育・スポーツ・文化のさらなる振興に期待をし、賛成討論といたします。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第97号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中西宏彰委員長 起立多数と認めます。

よって、第97号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第124号議案 工事請負契約の締結を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

下江委員。

○下江洋行委員 第124号議案の工事請負契約書の締結についてなんですが、きのうも質疑で焼却ごみの受入れについては支障がないということは確認させていただきました。

工事の性質上、一つだけ確認させていただきたいのは、このクレーンの更新ということでありますので、常日頃の現場への工事用車両の頻繁な出入りということはそれほどないのかなと認識をしておるんですけども、近隣の皆さんもいらっしゃいますので、そのあたりどのような、今の時点でお答えいただけるようでしたらお願いしたいと思います。

○中西宏彰委員長 林生活環境課参事。

○林 弘一生活環境課参事 ポーチにつきましては、昨日の答弁でもありましたように、令和3年の8月と9月にそれぞれ1号クレーン、2号クレーンの搬入搬出をする予定です。

この期間、ラフタークレーンの大きな重機がやってまいります。それと資材も搬入されますが、搬入時間については登下校時間を除くように指示をする予定であります。

期間についても、短時間に済むように調整を図っていくように考えております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第124号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第125号議案 工事請負契約の締結を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第125号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

~~~~~

陳情審査のため暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時08分

再 開 午後2時10分

○中西宏彰委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~

陳情者 新城市教員組合執行委員長、長坂達也氏から提出されました陳情「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書」を議題とします。

本日は、参考人として長坂さんの出席を得ております。

この際、委員長から一言御挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず厚生文教委員会の陳情審査に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。委員会を代表して心から御礼申し上げますとともに、忌憚のない御意見をお述べくださるようお願いいたします。

早速ですが、議事の順序について申し上げます。

初めに、参考人から陳情に関して御説明や御意見を述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただくようお願いいたします。

それでは、長坂さん、よろしくお願いいたします。

**○長坂達也参考人** よろしく申し上げます。

新城市教員組合執行委員長を務めております長坂と申します。よろしくお願いいたします。

今回、陳情をさせていただいた趣旨については、配付された資料のほうに書かれていると思いますが、特に昨今、きのうも文部科学大臣のほうからも少人数学級、今後恐らくコロナの関係で新しい生活様式、新しい学校ということで少人数という形は進んでいくと思うんですが。

このままでいくと国のほうの費用負担はなく、純粋に人数を少人数にしていこうというふうにした場合に、やはり財政的にこの二つ目のところにあります義務教育費国庫負担制度があるんですが、地域のほうの財源でふやせるところはふやしてくださいということに間違いなくなっていくんじゃないかなと思います。財政力に余裕がない自治体においては、教職員数が逆に足りなくて、場合によっては国庫負担金の返納といった場合にもつながるのではないかと考えております。

少人数学級、三密を避けるため、それが進

むことはかなり考えられることだと思いますが、合わせてこちらのほうの2分の1への復元についても、市の市議会の皆さんからもぜひ声を上げていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

**○中西宏彰委員長** ありがとうございます。

以上で、参考人からの説明・意見が終わりました。

次に、参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のために申し上げますが、参考人は委員長の許可を得てから御発言ください。

また、委員に対しては質疑をすることができませんので御了承お願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

浅尾委員。

**○浅尾洋平委員** 長坂先生、きょうはありがとうございます。

私自身も、きのう一般質問で少人数学級の実現をしてほしいという形で質問をしたものなんですが、非常にこのやっぱり三密を避ける上でも、また子どもたちのゆとりある教育の実践を先生方にさせていただくためにも、本当に少人数学級というのは急務だなと、早くやってほしいなと私自身も思っているんですが。

現場で少人数学級のよさというか、感じているところだとか、あと先生が感じる三密を避けるための配慮のメリットだとか、そういった形で現場の状況等をお聞かせいただければなと思いますので、よろしくお願いいたします。

**○中西宏彰委員長** 長坂さん。

**○長坂達也参考人** ありがとうございます。

まず、現場の状況や効果とメリットということでお話がありましたが、自分自身のことと言わせていただくと、自分自身市内では比較的大きい学校ばかり、大体クラスにする40人とか大体35人とかそういうところをずっと担任としては経験していますが、当然といえば当然なんですけど、授業をやっても子どもの反応を見るときでも、やはり少人数の

ほうが教員の側からしても生徒の反応をとともきめ細かく見れることだと思いますし、生徒にとっても、子どもにとっても先生やそうやって目を見てくれる人がより多くなっているとか、時間もふえているというのも当然あるのではないかなと思います。

県内でも多くのところからこの一人一人に寄り添えるというところ、あと保護者からも学校や組合のアンケートでも、やはり少人数の地域のほうが安心してお任せできるとか、ぜひ今、1年生とかが35人学級、比較的少数なんですけど、1、2年生だけではなくて広く全学年で行ってほしいという多くの声をいただいております。

よろしくをお願いします。

**○中西宏彰委員長** ほかに質疑はありませんか。

齊藤委員。

**○齊藤竜也委員** 本日はありがとうございます。

僕が住んでいる地域は少人数制というか、どうしようもなく小人数なんですけれど、なのでうちの子どもたちも1学年1クラス10人ちょっとでやっているの、親御さんたちからは「やっぱり今さら多いところには行けないよね」とかいう声とかはよく聞きます。

ただ、若干その弊害もあるかなと、僕は感じるんですけど、例えばこれがこの地域を出ていった、将来的に、いきなり大コミュニティの中に入って行くというところで、もしかしたらこの陳情のとおり世の中進むに当たって、教育要領だったりとか中身のほうも変化させないといけないと思うんですけど、そのあたり先生方はどのようなところまでが見据えられているのでしょうか。

**○中西宏彰委員長** 長坂さん。

**○長坂達也参考人** 特に新城は小規模校ほぼ全て学級規模でいうと小規模校、今後新城市内だけを見ると一応3クラス4クラスという学校も多分あと10年すると、ほぼなくなるの

ではないかなと。学年2クラスとかが、あとは1クラス、1クラスも本当に今の2学年を合わせた複式学級とかそういった学校が今後ふえていくかと思います。

先ほどの少人数学級というのが小さい学校という意味も当然ありますが、やはり大規模、40人とかそういった定数を満たしているところがまず前提で、御意見を下させていただいております。小さい学校については、新城市の施策の中で以前でしたら集合という形で複数の学校が一緒になったりという形のことや、行事を合同でやるとか、今後少人数の学校は恐らくオンラインとかで回りの近隣の学校とか、そういったことでいろいろ経験を積むとか、そういったほうに行くのではないかなと思います。

それと、もう一つの小人数化の意味の中で、外国籍の子、これはもう市内でもかなり多くありますけどそういった子にも先生がついて日本語を指導したり、あとちょっと教室に入れない、これは小さい学校でも当然あるんですが、教室にやっぱり入れない子がいるとさらにもう一人先生がというのもあると思うので、そういった意味でもきめ細かなところに先生が、特に免許を持ったというのあれなんですけど、指導できる先生がつけるような形で、ことし新1年生学年が300人と、自分が2年前の中学3年生が400人だったので、もう10年で子供が今100人減っていると、学年単位でという状況なので、恐らく小さい学校というのは今後市内どんどんふえていくかと思っています。

その中でも、やはり教員、きめ細かくやっていきたいと思いますし、このままいくと本当に新城の先生がどんどん減っていく、今組合は230名なんですけど、このペースで行くと本当に新城の現役の先生が150人とかそれぐらいの数に実際減ってってしまうというのが現状だと思います。

新城の教育といった観点でも、ぜひ御検討

をいただければと思います。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

丸山委員。

○丸山隆弘委員 失礼します。

先ほど、我々の委員の中でも少し触れたところがあるんですけど、特に学習指導要領の点ですね、この辺のところの弾力化をやはり求められておられるのかなと、教育界全般が、やはり広く我々こういう議会の立場としても、そういう見地からしっかりと見ていかなければいけないのかなと感じております。

そういう中で、ちょうどコロナの感染拡大が真っ盛りのときに、国が少し示したと思うんですが、感染拡大している地域に対して教職員の皆さんの手当をしっかりとやっていく、手当というか人数の確保、また増員ということをやっておられたと思うんですけども、この愛知県下においては、残念ながらその辺が、名古屋のほうは多少あったのかも分かりませんが、やはりこの東三河地域、どうしてもちよっと力が弱かったのかなと感じております。

現状、その辺の動きというんですか、広く全般的に教員組合の皆さんとしてはそういうところの教員を確保するという点で、何かどうしても確実なところを訴えたいところというのがもしありましたら、逆に教えていただきたいなと思うんです。

それから後、国庫負担の関係におきましては、やはりこれは我々全員もうずっと過去から議会全体で声出してきておりますので、もっともっと強く働きかけをしてまいりたいなと思っております。

第1点目のお答えをお願いします。

○中西宏彰委員長 長坂さん。

○長坂達也参考人 ありがとうございます。

実を言うと、ことしの4月の段階で自分が組合で聞いた部分ですが、講師の先生方、県内唯一新城だけが講師が満たされていたと。

豊橋、蒲郡などは50人ぐらい先生が足りない状態でスタートしていると。つまり、新城だけではなくて、県内、特に尾張のほうもかなりひどいんですが、講師のなり手がいない。結局加配という方法が定員ではなくて加配という方法なので正規の教員ではない先生をふやしましょうというやり方を、この定数に関わらないやり方でふやしていくと必ずこういうことは出てくるのではないかなと。

新城も、ことしはうまくいったなというのを聞いていますが、昨年度はやっぱり足りない状況で、現状新城もスタートしております。

ことしの教員採用試験なども、正直かなり倍率が下がっていると。先生という仕事の魅力を、教員としてはどんどん伝えていきたいなと思います。なかなか教員になりたいところも減ってきているなと思います。

教育大学とかそういったところの問題ですし、あと特に国のほうには、また別に教員免許更新、これによってやはり免許を失効されて、もう講師をやらなくなってしまった方もたくさんいますので、そういったところも組合のほうで、また国のほうにどんどん言いながら、声を出しながらやっていきたいと考えております。

新城、今、本当にそういう意味では教員だけではなくて、地域の方から本当に協力いただいて先生が足りているという現状もありますので、でもなかなかそれすぐるだけではなくて、国のほうにもそういった意味で働きかけて、正規の免許を持った先生が多く来ていただけるようお願いしていきたいと思っております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

下江委員。

○下江洋行委員 きょうはありがとうございます。

先ほど説明いただきました日本語教育を必要とする外国籍の小学生、中学生の教育とい

うのは私も実は関心を持って最近状況を確認させていただいておるんですけれども、実はこの9月の定例会でプレスクールの開設の予算が計上されて、これはまずは一步前進というか、これは必要なものだと思っていたのでよかったなと思っておるんですけれども、今、市内小学校13校あるうちの、多分4校ぐらいでしょうか、必要な小学校としては。中学校は、どれぐらい、3校ですか、2校ぐらい新城と千郷、東郷。

○長坂達也参考人 東郷はないですね。

○下江洋行委員 ないですか、はい。

○長坂達也参考人 新城、千郷。

○下江洋行委員 2校ですね。

ですので、特にどこが一番必要としているかという学校、その小学校、中学校、今、小学校4校、それから中学校2校ということなんですけれども、そのあたりのことをちょっと教えていただきたいなと思います。

とにかく、分かったらいいんですけども、とにかく人数が、例えば全体の日本語教育を必要とする生徒さんの数がそんなに100人以上いるとか、そういうことではないと思うんですけれども、だからといって先生がもうマンツーマンで教えなくてはいけないようなそういう必要性にもあると思うんですね。

ですので、やはり十分そういう人たちが日本の義務教育の授業についてこれるようになるために、やっぱり小学校の最初の段階でそういう日本語教育の機会をしっかりと保証してしなくてはいけないと思うものですから、まずは特にここここはもう今、本当にぎりぎりで行っているんだよという、まだ全然十分ではないんだよという学校があったら、参考に教えていただきたいなと思いますけれども。

○中西宏彰委員長 長坂さん。

○長坂達也参考人 今、日本語指導ということですが、自分ももう6年になりますけど6年前までは新城小学校にいまして、当時から

日本語学級という形で入っていた子が大体学年に2人から、6年前の話なので今とはちょっとずれておりますが、大体2、3人いたというのが正直なところですよ。千郷は当時はもう少し少なかったかなというのが現状かなと思います。

その頃、やはり新城小、こういう言い方がいいのかどうかあれですけど、特に新城小だと弁天住宅のところによくのブラジル系、ペルー系の方が見えていたということもあったので、そこから来ているかなと。当時だと、千郷小学校は中国系の方が結構多かったかなというのが正直なところだと思います。ちょっと、今の現状とは離れているところがあるかと思いますが。

やはり、日本語指導のことで一部の学校を手厚くするというのもとても大切だと思うんですが、自分の中ではそうすると集まってしまうのかなというところが気になる場所があります。豊田とか保見とかにすごい集まってしまって、正直それでコミュニティーが大変なことになったというのも、逆に言うところがあるので、やはり浅く、広くという、例えば日本語指導できる先生が移動しながらというのも一つの手にはなるかなと。多分多くの地域で、どの学校にも少数いるかと思いますが、やはりそれぞれの学校で、その地域の中でとあれなんです、というのも一つの考え方になるのではないかなと。

うちの学校も、今は外国籍の子、でも8月から外国籍に関わる子が転校してきましたが、完全に隔離してしまうのではなくて、やはりほかの日本人の子たちと一緒に関わることも大事だと思いますし、そういう中で溶け込んでいく。指導もできる先生がやはりついて、ついていることが子供の安心感にも当然つながりますが、先を見通してやっていただくということも、これは自分の個人的な意見として見ていただくと大変ありがたいなと考えております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

以上で、参考人に対する質疑は終了しました。

本日は、誠にありがとうございました。

~~~~~

しばらく休憩いたします。

休 憩 午後 2 時30分

再 開 午後 2 時38分

○中西宏彰委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~

これより討論を行います。

討論はありませんか。

齊藤委員。

○齊藤竜也委員 それでは、私は陳情「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書」に対して、採択していただきたく討論いたします。

本陳情書に関してですが、コロナ危機禍にある昨今、教育現場の先生方、教職員の多大なる努力、貢献がこれまで光ってきましたが、これからさらに社会が変わる中でこういった柔軟性を持った制度、陳情を国に届けることは我々がすべき行為だと思いますので、ぜひこちらを採択いただいて、しっかりと参考人で来ていただいた先生、そして新城の教員組合の皆さんの声が届くように進めていきたいと存じますので、採択を支持いただきたく思い、発言させていただきました。

よろしくをお願いします。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

採択の討論がありましたので、起立により採決します。

本陳情を採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中西宏彰委員長 起立多数と認めます。

よって、本陳情は採択すべきものと決定しました。

~~~~~

この際、しばらく休憩します。

休 憩 午後 2 時39分

再 開 午後 2 時41分

○中西宏彰委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~

陳情者代表、権田真里氏から提出されました「私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書」を一括議題とします。

本日は、参考人として豊川高等学校、加藤美紀子さんの出席を得ております。

この際、委員長から一言御挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず厚生文教委員会の陳情審査のために御出席いただきまして、誠にありがとうございます。委員会を代表して御礼申し上げますとともに、忌憚のない御意見を述べていただきますようよろしくお願いいたします。

早速ですが、議事の順序について申し上げます。

初めに、参考人から陳情に関して御説明や御意見を述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただくようお願いいたします。

それでは、加藤さん、よろしくお願ひいたします。

○加藤真里参考人 本日はお忙しい中、お時間を取っていただきましてありがとうございます。豊川高校の加藤と申します。

8月に市町村助成の陳情に参りましたが、その際例年どおり市町村助成の拡充をよろしくお願ひしますという陳情書を、そして保護者の方、教員のほうで陳情に参りました。

今年度、新城市がまだ2020年度の市町村助成の配分の仕方、来年度のことがまだ決まっていないとお聞きしましたが、そのことについてもお伺ひしたいことと、陳情の際に、新城ですと有教館高校があるということで、なかなか私立だけではなく公立高校も厳しいというところで、私立高校に向けてもいろいろな援助はしていきたいんですがというお話があったんですが、私どもにしますと、今年度2020年度、国と県からの補助で720万円まで無償化というのがありましたが、各今までの歴史の中で新城市さんは、特に名古屋市とかいろいろなところにも先だてていろんな市町村の助成をしていただきましたので、今年度の2020年度、そして2021年度もこの市町村助成を継続していただきたいと思ひますので、私もいろいろな意見を聞かせていただきまして、学校に持ち帰りたいと思っております。

以上です。

○中西宏彰委員長 ありがとうございます。

以上で参考人からの説明、意見が終わりました。

次に、参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のために申し上げますが、参考人は委員長の許可を得てから発言お願ひいたします。

また、委員に対しては質疑をすることができませんので御了承お願ひいたします。

それでは、質疑をよろしくお願ひいたします。

質疑ありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 きょうはありがとうございます。

陳情書の中で、無償化といういろいろな補助とかでという形で書かれてはいるんですが、その中で真ん中あたりで「入学時には約34万円、2年次以降も年間24万円の学費を負担しなければならず」ということで、負担感はまだあるよと書かれてはいるんですが、この34万円とか、あと24万円の学費をもう少しどういったものなのかとか、あと現場は負担感はこれ以外にもいろいろあるかとは思ひんですが、そういったこと、現場の声とかも含めて今の現状等ちょっとかみ砕いて教えていただければと思ひますので、よろしくお願ひします。

○中西宏彰委員長 加藤さん。

○加藤真里参考人 ありがとうございます。

今、豊川高校のことだけでお話をさせていただきますが、ちなみに制服とかいろいろなもの、授業料以外のところで男の子ですと大体43万9千円、大体44万円お金がかかっております。女の子ですと43万7千円ぐらいの金額がかかっています。これは修学旅行を抜いた金額になっておりますので、今年度ちょっとコロナの関係で分からないんですが、例年沖縄、九州、シンガポール、マレーシアと三つのところに実は修学旅行に行くんですが、一番高い海外ですと15万円、修学旅行費がありまして、そういったもの、そして今、私が持っているiPadなんですが、豊川高校が今年の1、2年生からiPadが支給になりまして、月額2千円、これは教材費、文房具費としていろんなものを、ICT化というふうに進めております。

なので、今、43万円と言ひましたが、実質授業料以外のところで保護者の方が年間負担していただく金額というのは、大体55万円ぐらいになります。なので、国や県から補助が出ても、いろいろなところに必要性がありま

す。

あと、新城ですとPTAの活動で新城の支部がありまして、今年度PTA会長さんが松井さんが新城でPTA会長をされているんですが、松井会長もやはり新城からこちらの豊川高校に通う場合、飯田線を使ったりするときに定期代がかかります。この市町村助成というのは、やはり定期代であったりとか、それ以外で50万円幾らかかっていますので、「本当にそれが助かっているよね」というのを新城支部の保護者の方がよくおっしゃっているのがあります。

よろしいでしょうか。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

下江委員。

○下江洋行委員 きょうはありがとうございます。

確認をさせていただきたいのが1点だけですけれども、この市町村独自の助成を継続していただきたいという、さらに手厚く上乗せをという趣旨ではなく、これまでの市の助成制度を維持してほしいというそういう意味合いのことでしょうか、最初言われたのは。

○中西宏彰委員長 加藤さん。

○加藤真里参考人 まだ、豊川市、蒲郡市、新城市がこの2020年度もまだ決まっていないと、どういうふうに分配するのか決まっていないとお伺いしまして、私どももやはりできれば増額とか手厚くしていただきたいという思いはあるんですが、そこは余り強く言い過ぎてもというのもあるんですが、実は夏にお伺いしたときに、ようこそ私学という、こちらのほうのものを市議会の議長さん宛てに配付させていただいたんですけど、ここに豊橋市のものが載っているんですが、そこから実は、ちょっと今日資料としてお持ちしたので、後でお渡しできたらと思っていますんですけど、この9月、実は3日前に豊橋市が720万円まで無償化になったということで、最初は豊橋

市が減額要求を出してきたんですが、やはりそれではいけないということで、今910万円以上の就学支援金のところが公立高校でも授業料がかかっているんですが、新城市も平成21年のときに就学支援金が配布されたときに、もともと910万円以上の御家庭は新城市の市町村助成のほうが出ていたんですが、今支払われていない状況になっております。

実は、この2020年度の9月から豊橋市が、先ほど言いましたけど、やはり豊川高校でも授業料以外にもお金がかかりますので、何と新設して新しく910万円以上は今、国と県からも補助が出ていなくて満額全て授業料も入学補助金も全て出している状況になりますので、新しく1万2,200円、市町村のほうから補助を出すよという申請をいただきましたので、できればよく豊橋市とか豊川市の動向を見ますと新城市も陳情のときには言うんですが、できればこういうふうに豊橋市も助成金額をふやしておりますので、ふやしていただけたらとは思っております。

いいでしょうか。

○下江洋行委員 分かりました。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

丸山委員。

○丸山隆弘委員 加藤さん以外にこちらのほうにも確認したいんですけども、今の下江委員が言われたこと、新城市の動きというのはどういうところまで今、つかんでおられるんですかね。議長のほう。

○鈴木達雄議長 正確にはつかんでない。

○丸山隆弘委員 現状、つかんでない。そうか。

○鈴木達雄議長 910万円以上はなしですよ、新城市はね、それは。

○中西宏彰委員長 加藤さん。

○加藤真里参考人 はい、そうです。昔、本当に新城が、愛知県の中で先駆けて授業料が、所得が高い方にもやっぱり物品とか、特に新

城は交通費がかかるということでその補助ということで出していただいたんですけど、ちょっと残念ながらその910万円以上の御家庭が今、支払われていない状態です。

でも、奥三河の東栄とか設楽とか豊根になりますと、所得制限もなし、上限なしで年額1万2千円出していただいているという状況になります。

逆にお聞きしてもいいですか。豊川市も私が陳情に行って、予算を立てている教育委員会のところにも行って来たんですけど、豊川市さんもこの9月上旬、もう9月になったんですけど、9月上旬には今年度の支給を決めていきたいというお話で、今まだ返事を待っている段階なんですけど、新城市さんも今9月の10日になるんですけど、教育委員会さんと予算立てとかいろんなものをして支給額を決めると思うんですけど、まだ決まっていないか、それお聞きしたいと思いがすが。

○中西宏彰委員長 お話があったんですけど、質疑はできないということで。

○加藤真里参考人 分かりました。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 それでは、質疑なしと認めます。

以上で、参考人に対する質疑は終了しました。

本日は、誠にありがとうございました。

~~~~~  
この際、しばらく休憩いたします。

休 憩 午後2時53分

再 開 午後3時06分

○中西宏彰委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~  
これより討論を行います。

討論はありませんか。

齊藤委員。

○齊藤竜也委員 では、私齊藤は、「私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書」について、趣旨採択していただきたく討論いたします。

本陳情書の内容は、私学の助成に対する内容となっており、その内容は保護者の所得額であったりとか、通学地などの面に対して助成ができるような方向性をより拡充していただきたい、もしくは現状維持していただきたいということですが、公私の格差を是正するということですが、当市においては私立高校がなく、公立高校1校という立地の中で、これらの助成に関しては慎重にならざるを得ない状況にあると感じます。

また、人口減少、少子高齢化というところで子供の人数が減っている中で、こういった部分の内容、もしくは施策という部分に関しては議会、当委員会にとっても今後慎重に検討を進めていきながら、方策を立てるべきであると考え、趣旨採択を私の意見とさせていただきます。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

趣旨採択の討論がありましたので、起立により採決します。

本陳情を趣旨採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 起立多数と認めます。

よって、本陳情は趣旨採択すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の

審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、厚生文教委員会を閉会します。どうも長時間ありがとうございました。

閉 会 午後 3 時 08 分

以上のおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

厚生文教委員会委員長 中 西 宏 彰